

条例の一部改正に関する資料

令和6年9月13日提出

大 崎 市

目 次

議案第 87号	大崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例……………	1
議案第 88号	大崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	1

●議案第87号 大崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正案	現行
(名称及び位置)	(名称及び位置)
第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。
(1) 略	(1) 略
略	略
(2) 小学校	(2) 小学校
名称	位置
略	略
大崎市立岩出山小学校	大崎市岩出山字城山31番地
大崎市立大貫小学校	大崎市田尻大貫字境37番地1
略	略
(3) 中学校	(3) 中学校
名称	位置
略	略
大崎市立岩出山中学校	大崎市岩出山字松沢202番地1
大崎市立田尻中学校	大崎市田尻沼部字早稲田15番地
(4) 義務教育学校	(4) 義務教育学校
名称	位置
大崎市立古川西小中学校	大崎市古川渋井字全壮191番地
大崎市立鳴子小中学校	大崎市鳴子温泉字町西97番地1

●議案第88号 大崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正案	現行
(過料)	(過料)
第9条 世帯主が国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、 <u>その者を10万円以下の過料に処する</u>	第9条 世帯主が国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合にお

_____。
第10条 世帯主又は世帯主であった者が正当な理由なしに法第113条の規定により、文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者を10万円以下の過料に処する。

第11条 偽りその他不正の行為により一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者は_____, その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

いては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第10条 世帯主又は世帯主であった者が正当な理由なしに法第113条の規定により、文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する_____。

第11条 偽りその他不正の行為により一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。